

またもや

労働協約を

遵守しないのか！？

前回の団体交渉で労働協約を遵守すると会社は回答したにもかかわらず、また事象が発生しました。会社は管理職者にどのような教育・指導をしたのでしょうか？

分会は、会議室の一時使用の申請をした際、副区長は、「業務で使うから終日空きがない」と回答してきました。結果、24日のみ使用が出来ました。この間の使用状況を独自に調査しました。左は、調査結果をまとめたものです。

日付	時間	場所	
		2階会議室	B1講習室
3月22日	8:00~9:00	電気のみ点灯	不明
	9:00~10:00	空室	業務
	10:00~11:00	業務	業務
	11:00~12:00	業務	業務
	12:00~13:00	業務	業務
3月23日	8:00~9:00	不明	空室
	9:00~10:00	電気のみ点灯	空室
	10:00~11:00	電気のみ点灯	空室
	11:00~12:00	安全衛生委員会	空室
	12:00~13:00	業務	空室
3月24日	8:00~9:00	空室	組合使用
	9:00~10:00	業務	組合使用
	10:00~11:00	空室	組合使用
	11:00~12:00	空室	組合使用
	12:00~13:00	空室	組合使用
3月25日	8:00~9:00	空室	空室
	9:00~10:00	電気のみ点灯	空室
	10:00~11:00	空室	空室
	11:00~12:00	空室	空室
	12:00~13:00	空室	空室
3月26日	8:00~9:00	空室	空室
	9:00~10:00	業務	空室
	10:00~11:00	空室	空室
	11:00~12:00	業務	空室
	12:00~13:00	業務	空室

しかし、**実際は使用がない日もあったのです！**

また、会議室は他の場所もありますが、会社は便宜供与の場所ではないと言い続け、借りることが出来ません！

この結果、**会議室が使えないことが、組合員の不**

利益になってきているのです。

労働協約を遵守しないのは不当労働行為！